

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）

修正素案

令和3年12月

神奈川県

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の各章節の主な修正事項の一覧

体 系		修正の内容
第1章 地震災害対策の計画的な推進		
第3節	地震被害の想定	<ul style="list-style-type: none"> 地震防災マップに関することを追加 地震の発生確率などの修正を反映
第4節	神奈川県地震防災戦略	<ul style="list-style-type: none"> 今年度予定している中間検証に関することを追加
第6節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことなど、男女共同参画等の推進に関することを追加 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど県民の備蓄品の例を追加 災害の危険が高まった時に正常性バイアス等により避難が遅れることのないよう、自らの判断で適時適切な避難行動を取ること追加
第2章 都市の安全性の向上		
	前文	<ul style="list-style-type: none"> Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、災害に強いまちの形成に関する記載を追加
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に改定した「かながわ都市マスタープラン」に関する修正
第4節	津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指定された津波災害警戒区域を追加
第5節	がけ崩れ対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備等の整備等に加え、流木・風倒木流出防止対策等を含め、総合的な土砂災害対策を推進することなどを追加
第9節	建築物等の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 盛土造成地の存在を周知し、宅地防災に対する理解を深めていただくことを目的として「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表していることを追加
第3章 災害時応急活動事前対策の充実		
	前文	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大により、複合災害への対応が新たな課題となっていることなどを追加
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報収集や避難対策など災害対応におけるA Iやデジタル技術の活用など、防災・減災におけるD Xの推進に努めることを追記 防災行政通信網の再整備により、県機関、市町村及び防災関係機関との情報共有の確実性の強化や利便性の向上等を図ることを追加

体 系		修正の内容
	第3節 救助・救急、消火活動体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のエレベーター停止による閉じ込めや、上層階に取り残された方の救出救助が円滑に行えるよう、保守事業者との連携や訓練の充実に努めることを追加
	第5節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを追加 ・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正 ・災害対策基本法の改正により、従前の広域一時滞在に加え、災害発生の恐れのある段階からの避難である広域避難の協議手続きなどが規定されたことを受け、広域避難を円滑に行える体制等の検討に努めることを追加 ・市町村は、地域の特性や新型コロナ等の感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を予め指定し、周知徹底を図ること、また、指定避難所だけでは量的に不足する場合、可能な限り多くの避難所を開設し、特に要配慮者に配慮し、被災地域外にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めること等を追加 ・指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めることなどを追加 ・指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めることを追加 <p>(新型コロナ関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、感染症のまん延など、避難所を巡る環境の変化に対応し、避難所マニュアル策定指針の修正に取り組む旨追記 ・保健所が、防災担当部局と連携し、新型コロナを含む感染症の自宅療養者が、危険な場所に居住しているか確認することや、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うことを追記 ・市町村が、新型コロナを含む感染症対策のため、避難所におけるレイアウトや動線、感染者の発生や受け入れる場合を含め、必要な措置を講ずるよう努める事、必要な場合はホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所の開設に努める事などを追記
	第6節 帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策取組企業公表制度において、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図り、企業等の取組を促進することを追加 ・災害発生時の交通機関停止時に、関係機関と連携して一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努めることを追加

体 系		修正の内容
第7節	要配慮者等に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）に関する記載を追加 ・災害対策基本法の改正を踏まえ、個別避難計画に関する事項の追加
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害発生のおそれがある場合、物資調達・輸送調整等支援システムを用いた備蓄状況の確認や備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることを追加
第11節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・踏切道改良促進法の改正を踏まえ、鉄道事業者と道路管理者が、国が指定した踏切道について、災害時の管理方法の検討を進めることを追記
第13節	ライフラインの応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電発生時に、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めることを追加
第15節	広域応援体制等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めることを追加
第16節	県民の自主防災活動の拡充強化	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど県民の備蓄品の例等を追加
第18節	防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害の教訓を踏まえ、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があることを追加 ・住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動等について普及啓発を図ることを追加 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど県民の備蓄品の例を追加
第19節	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める必要があることを追加 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施することを追加

体 系		修正の内容
	第20節 災害救助実施体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の改正を踏まえ、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用が可能となり、県（救助実施市を含む）が避難所の供与を実施することができるようになったことを追加
第4章 災害時の応急活動対策		
	第3節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正 ・広域避難に関する事項の修正や広域一時滞在に関する事項の追加 ・災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを追加 ・災害時帰宅支援ステーションについて、平時には広報物等を活用し、また、災害時に協定事業者が当該ステーションを開設した際には、ホームページやSNSを活用し、周知を図ることを追加
	第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの給水車支援要請ルート等を修正
	第9節 ライフラインの応急復旧活動	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設について、電気事業者により早期の復旧を促すことを追加
	第12節 広域的応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市区町村応援職員確保システムの名称変更を反映
	第14節 災害救助法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の改正を踏まえ、法の適用基準の内容を反映
	第16節 津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ・津波情報等に関して、より正確な記載となるよう修正
第5章 復旧・復興対策		
	第1節 復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底することや、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮することを追加
	第2節 復興対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施することやより多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める必要があることを追加 ・被災者生活再建支援法の内容を反映（中規模半壊世帯に関する事項を追加）